宮城県各支部柔道協会長 様 各 所属長様

宮城県柔道連盟 会長 平間 哲雄 (公印省略)

令和6年度 国民スポーツ大会柔道競技・第51回東北総合体育大会柔道競技 宮城県予選会について(開催)

標記大会を別紙要項により開催することになりましたので、選手の派遣につきまして、 特段の配慮をお願い致します。

添付書類

- (1) 大会要項
- (2) 選手申込書(男女)
- (3) ふるさと制度使用届

令和6年度 国民スポーツ大会柔道競技・第51回東北総合体育大会柔道競技 宮 城 県 予 選 会 開 催 要 項

1 日 時: 令和6年5月26日(日) 開場 7時45分·開会9時30分

2 会 場 : 宮城県武道館 仙台市太白区根岸15-1 電話022-249-1216

3 主催: 宮城県・宮城県教育委員会・(公財)宮城県スポーツ協会

宮城県高等学校体育連盟・宮城県中学校体育連盟

4 主管: 宮城県柔道連盟

5 参加資格及び選手年齢

(1) 参加者は、宮城県柔道連盟を通して、(公財)全日本柔道連盟に登録していること。参加者の段位は、

講道館の段位による。

- (2) 選手は、居住者を示す現住所(宮城県内に住民登録をし、現にそこの居住者であること。)または、 勤務地、生徒にあっては学校所在地のいずれかより参加すること。
- (3) 大学生は、所属の登録にかかわらず、居住地を示す現住所(宮城県内に住民登録をし、現にそこの 移住者であること。) または卒業高等学校所在地から出場できる。
- (4) 平成18(2006)年4月1日以前に生まれた者。
- (5) 体重測定は、試合当日の8時00分~9時00分までの間に計量し、合格した者。
- (6)「ふるさと」制度で参加する者。

6 体重区分

(1)成年男子: -60kg, -73kg, -90kg, +90kg

(2)成年女子: -57kg, 無差別

7 試合方法

- (1) 試合審判規定は、国際柔道連盟試合審判規定による。(2022-2024)
- (2) 勝敗の判定基準は、僅差(指導差2)以上とし、得点差がない場合は、ゴールデンスコア方式で、 勝敗を決する。
- (3) 試合時間は4分間とする。
- (4) 個人試合 トーナメント戦

8 表 彰

各階級の1位,2位を表彰する。

9 申込方法

所定の用紙に記入し、5月16日(木)までに E-mail、FAX、郵送のいずれかで、申込むこと。 参加料 一人1、000円とする。

10 申 込 先

〒984-0816 仙台市若林区河原町1丁目1-30 フロントテラス河原町2号室 宮城県柔道連盟事務局 まで申し込むこと。

電話・FAX: 022-226-7577 Eメール: mg.judorenmei@jupiter.ocn.ne.jp

11 その他

- (1)ゼッケンを柔道衣に縫い付けて、出場すること。
- (2)ふるさと制度を使用する選手は、受付時に提出すること。
- (3)参加選手は、必ずスポーツ傷害保険に加入し出場すること。柔道整復師を配置し 応急処置を施すがそれ以上の責任は負わない。
- (4)各自マスクの使用は、自己判断とします。
- (5)申し込み記載事項は、大会運営業務にのみ使用いたします。なお、申し込の提出を もってプログラムへの記載、新聞、雑誌、ホームページ等に掲載されることを了承 されたものとして取り扱いいたします。

ふるさと登録 届

公益財団法人 宮城県スポーツ協会 会長殿

宮城県柔道連盟 会長殿

届け出日:	年	月	日

氏名フ	リガナ					
氏	名					田
[性	別]	1. 男	2. 女	※いずれかに	○印を付ける	こと。
[生年	月日]	西暦		年	月	日

国民体育大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を 宮城県 として、次の通りお届けします。 なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

競技	種別	種目

2. 現住所

(フリガナ)	電話番号(携帯電話番号)
〒 −	

3. 連絡先

(フリガナ)	電話番号(携帯電話番号)
〒 −	

4. 「ふるさと」に関する確認事項

(1)ふるさと登録の利用

利用回数
1. 初回
2. 2回目

※1. 又は2. のいずれかに〇印

(3)卒業した学校名・所在地

(∧) *			子齿旧石
(7) BILID	大会出場の		日は巳名
(4/ 6)	ハム田づい	ノノノ カコラ ロビノ	巴州沉口

第	回	都道府県
---	---	------

※前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載

(フリガナ)	卒業年月
	年 月 卒業
〒 −	電話番号

※〇〇高等学校又は〇〇中学校など学校名を明確に記載すること。

ふるさと選手制度使用に係る留意事項(必読)

- 1. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 2. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。 なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 3. 「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 4.「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 5.「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年の申請(手続き)が必要である。